

2013年のクラスルールが改定されました

今年1月1日より有効となっております。

改訂前（2012年）

2.8 広告

プティミストクラスは カテゴリー A である。

国際セーリング連盟（ISAF）の承認するところにより 各国連盟（MNA）の同意を得た各国オーナー協会は、その国の水域での国内セーリング艇に対し全面または制限したカテゴリー C を許可できる。

このような広告は艇の所有権と関連してもよい。（すなわち、クラブ所有艇等のみに制限してもよい）

2.8 Advertising

The Optimist Class is Category A.

As approved by the International Sailing Federation (ISAF), any National Owners Association with the consent of its Member National Authority (MNA) may permit full or restricted Category C for boats of that nation sailing in their national waters. Such advertising may relate to the ownership of the boat (i.e. may be restricted to club owned boats etc. only)

改訂後（2013年）

2.8 広告

2.8.1 競技者の広告は次の通り以外を禁止する： 大会広告用に指定されている部分を除くハルの部分。

競技者の使用可能な部分の広告は 一時的に粘着するステッカーのみが許される。

2.8.2 ISAF【広告規定】20.2.4 の追加として、タバコまたはアルコール製品の促進 または明白な性に類する広告を禁止する。

2.8 Advertising

2.8.1 Competitor advertising is only permitted as follows: the hull in any area not already designated for Event Advertising. Such advertising may only be applied as a temporary adhesive sticker.

2.8.2 In addition to ISAF Regulation 20.2.4, promotion of tobacco or alcohol products or advertising of an overtly sexual nature, is not permitted.

解説

1. クラスルール 2.8 広告 の全面改正について

オプティミストクラスは長年 競技者の広告を禁止（カテゴリー A）であったが 2013 年に初めて制限付きながら認める方針となった。艇（装備）に対して 3 種の広告があり、A 製造者（メーカー）B 大会スポンサー（主催者）C 競技者（個人）の性格の違いにより ISAF は複雑な「広告規定」を採用している。この規則理解の一助として巻末に Addendum（補遺）を追加掲載までしているが、このような追加分をクラスルールブックに入れることは今までになかったことであり、広告規定の主旨を徹底させる IODA の意図が見られる。

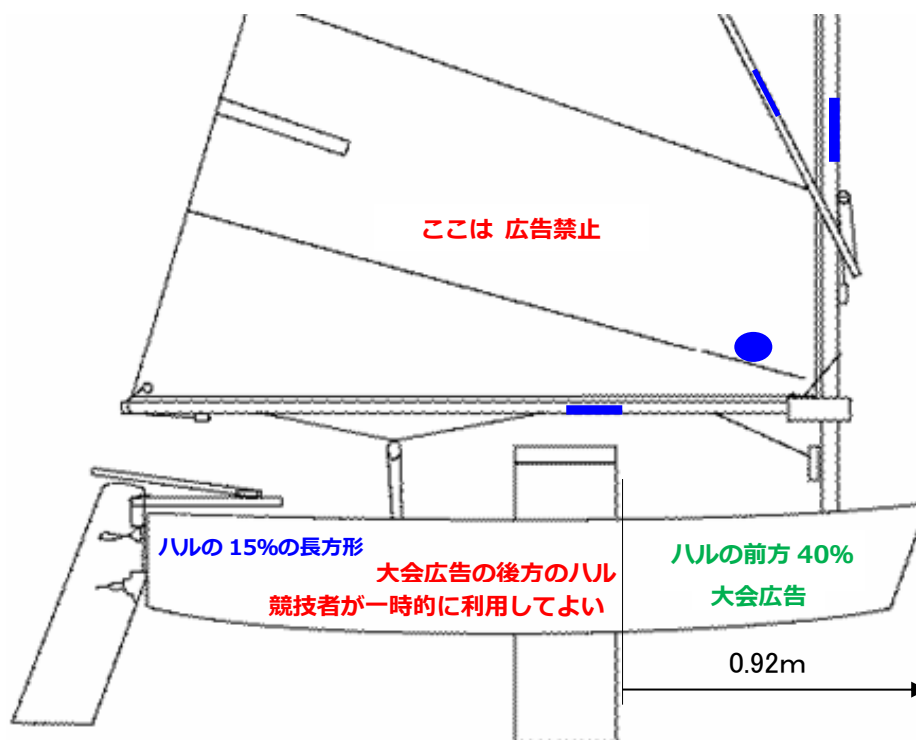
なお、国内において 今年から これまでと大きく変わるのは 下記の一文が削除されたことである。

“国際セーリング連盟（ISAF）が承認するところにより、※各国連盟（MNA）の同意を得た各国オーナー協会は、その国の水域での国内セーリングの艇に対し、全面的または制限したカテゴリー C を許可できる。このような広告は艇の所有権と関連してもよい。（すなわち、クラブ所有艇等のみに制限してもよい）”

したがって 今後は国際と国内に広告の差は無くなり、ハルのみ これまでの国内と同じだが、セール、フォイル、スパーには競技者と大会スポンサーの広告は許されなくなり、製造者のみ 規定に従ったロゴマーク使用を これからも許されることに変わりはない（表 2）。

クラスルールによる広告の制限 図

1. 表 2-製造業者とセールメーカーのマークは、青色で示す。
2. 表 1-大会広告は、緑色で示す。
3. 競技者の広告は、赤色で示す。



(抜粋)

20.3 競技者の広告

20.3.1 それぞれの「競技者」は、「責任者」の同意のもとに制限なしに個人用装備に「広告」を表示してよい。

ただし、主催団体により提供されたピブは、規定 20.4 に述べられたとおりに着用しなければならない。

20.3.2 **適用クラス規則**と関連「システム」の規則中の「広告」の制限に従って、「責任者」の選定した「広告」は、艇またはその部分に表示することができる。ただし、規定 20.4 と表 1 に述べられた範囲を除く。

20.4 大会広告

20.4.1 規定20.6 に従って、主催団体は、艇がこの規定20.4.1 にリストされた「広告」を表示することを要求することができる。ただし、この要求がレース公示に記載されており、主催団体が必要とされる物質（ステッカー、旗、その他）を艇に提供することを条件とする。

表1. 艇体の各側に。ただし、艇体のもっとも先の点から規定された長さ方向の距離の後方は除く。

艇体の長さ2.5m未満の艇 - 艇体の長さの40% ($2.3\text{m} \times 0.4 = 0.92\text{m}$)

注意点：

バウ・トランサム表面は、大会広告の規定部分に含まれるために、大会で指定されるもの以外は表示しないこと。

例：過去の大会の広告など

表1 - 大会広告 (Table 1 - Event Advertising)
許される広告-規定20.4.1 参照

	艇体 (ノール)	ブーム	バックステイと カイト・ライン	セールとカイト
艇のタイプまたは 大きさ	艇体の各側に。 ただし、艇体の最も先の 点から規定された長さ 方向の距離の後方は除 く。	ブームの各側の 前の部分に	次の長方形寸法に 納まるバックステイ またはカイト・ライン に取り付けた旗	セールの各側に。 セール番号とブーム (ウ ィッシュボーン) の間で フット・デザイン・ライ ンも後方に付ける。
艇体の長さ 2.5m未満の艇 (1)	艇体の長さの40%	ブームの長さの 20%以下	「広告」なし	「広告」なし

艇にバウ・トランサムまたはフォワード・トランサムがある場合、広告は上の表に規定された艇体のエリアに加えてこの部分に許されるものとする。

表2 - 製造業者とセールメーカーのマーク (Table 2 – Manufacturer’s and Sailmaker’s Marks)
許されるマーク-規定20.7.1 参照

	艇体 (ノール)	スパーと装備	セールとカイト
艇のタイプまたは 大きさ	艇体の各側で、計測者 または建造者の名前 またはマークを含めて よい	スパーの各側と その他の装備の 装備の各側に	セールとカイトの各側に
艇体の長さ 2.5m未満の艇 (1)	艇体の長さの 15% x 150mmの 長方形内に納まる マーク1個	ブームの長さの 20%以下	150mm x 150mmの正方形内に納まる マーク1個。スピネーカーを除き、 マークのどの部分も300mmまたは フットの長さの15%のいずれか大きい方を 超えてタックの点から離して付けてはならない。

注：OPに関連する部分のみ抜粋しました。 また、競技者の広告を示す表はありません。